

全国労働基準局長
労働主管部長 合同会議資料

昭和62年 1 月

労働省婦人局



目 次

1. 昭和62年度婦人局予算(案)の概要	1
2. 第39回婦人週間実施要綱	2
3. (1) 男女雇用機会均等月間シンボルマークの決定	4
(2) 男女雇用機会均等推進のための標語募集について	6
4. 婦人の政策決定参加を促進する特別活動について	8
5. パートタイム労働対策要綱	9
6. 婦人就業援助促進事業について	15
7. 昭和62年度母子家庭の母等就業援助対策費(案)概要	18
8. 家内労働対策について	20
9. 育児休業制度の普及について	24
10. 女子再雇用制度の普及について	25
11. 女子労働者の母性健康管理対策について	26
12. 働く婦人の家の設置とその機能の充実について	27
13. 女性職業財団について	32
14. 女子労働者に関する統計	35

正 員 表

P. 8 4.イ 国の段階における審議会等の委員

調 査 時 点	審 議 会 総 数	う ち 女 子 委員数	女 子 委員 の比率
61年3月31日	計 487	<u>538</u>	5.9
61年6月1日	{ 中 央 206 地方支分部局 281	<u>273</u> <u>265</u>	5.8 5.9

調 査 時 点	審 議 会 総 数	う ち 女 子 委員数	女 子 委員 の比率
61年3月31日	計 487	<u>539</u>	5.9
61年6月1日	{ 中 央 206 地方支分部局 281	<u>273</u> <u>266</u>	5.8 6.0

議 員

↓
正



1. 昭和62年度婦人局予算(案)の概要

(単位：千円)

項 目	前年度 予算額	62年度 予算案額	比 較 増△減額	備 考
総 額	4,054,864	4,236,083	181,219	
1. 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保対策	171,522	223,018	51,496	(1) 男女雇用機会均等法の円滑な施行 ・男女雇用機会均等法啓発指導 ・雇用管理制度改善・紛争解決援助の助言、指導、勧告 ・機会均等調停委員会の設置運営 (2) 西暦2000年に向けての戦略の推進 (3) 女子雇用労務管理推進事業の実施(一部新規)
2. 育児休業制度の計画的普及指導の推進	1,686,840	1,696,252	9,412	(1) 育児休業奨励金 中小企業 初年次60万円、2年次40万円 大企業 初年次45万円、2年次35万円 (2) 特定職種育児休業利用助成給付金の増額 月額5,700円→6,500円 (3) 育児休業制度普及指導員の増員 39人→47人
3. 女子再雇用制度の普及促進対策	99,558	130,883	31,325	女子再雇用促進給付金の促進(平年度化) 中小企業 30万円 大企業 20万円
4. 女子労働者の母性健康管理対策	30,316	36,489	6,173	(1) 母性健康管理指導医の活用 (2) 母性健康管理の自主点検の実施の指導 (3) 母性健康管理推進者セミナー等の開催 (4) 女子に特有な健康管理対策に関する調査研究の実施
5. 多様化する女子の就業に対する援助等の推進	610,000	624,730	14,730	(1) 女子の就業パターンの多様化に応じた施策に関する調査研究の実施 (2) 婦人就業援助事業の実施 (3) 女子在職者リーダー講習の開催(新規) (4) 女子パートタイム雇用管理改善研究会の設置(新規)
6. 家内労働対策	121,200	122,066	866	(1) 最低賃金の決定、改定 (2) 家内労働安全衛生指導員による指導 (3) 家内労働災害防止体制の推進 (4) 家内労働者の特殊健康診断等の実施
7. 勤労婦人福祉施設の整備	400,000	400,000	0	働く婦人の家の設置 10所 1所 40,000千円
8. 行政機能の整備充実	935,428	1,002,645	67,217	婦人少年室の体制の整備

2. 第39回婦人週間実施要綱

1. 趣 旨

我が国の女性が初めて参政権を行使した4月10日を記念して、この日に始まる1週間を「婦人週間」として、昭和24年以来婦人の地位向上のための活動を全国的に実施している。

特に、1975年（昭和50年）の国際婦人年とこれに続く「国連婦人の10年」においては、あらゆる分野に女性が男性と等しく参加すること及び男女の役割と責任に対する固定的な考え方を変えることが強調され、世界の国々で「平等・発展・平和」を目標とした女性のための諸活動が展開されてきた。

我が国においても「国連婦人の10年」の間に、民法、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定等婦人の地位向上のための法律や制度の整備が行われた。

しかし、家庭、地域、職場において婦人の地位が実際に向上していくためには、法律上、制度上の枠組みが整っただけでは不十分であり、女性自身の意欲と能力の向上を始め、社会に根強く残っている女性の能力や役割に対する従来の固定的な考え方を見直すことが必要である。

このような役割分担意識の解消は、ナイロビ世界婦人会議で採択された「婦人の地位向上のための将来戦略」においても女性に関する固定的観念は、平等に対する障害となっているとの認識の下にこれを完全に除去することがうたわれている。また、女子差別撤廃条約においても、男女の定型化された役割に基づく偏見、慣行の撤廃を実現するため社会的及び文化的な行動様式の修正を求めている。

そこで本年は、西暦2000年に向けて、真の男女平等を目指すため、いまなお残存する男女の固定的な役割分担意識を見直すことを目標として第39回婦人週間を実施する。

2. テ ー マ

女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう

3. 活動の重点

家庭、社会、職場において次のような考え方が残っていないか、この機会に

見直しを行う。

- 「男の子だから」「女の子だから」というしつけをしていないか。
- 子供の教育レベルを「男の子」は大学まで「女の子」は短大までと区別していないか。
- 大学等における専攻分野について「女子は人文科学系」と親や女子自身が限定していないか。
- 仕事を選ぶ時、自分が何をやりたいかを考えずに「女性向きの仕事」を探していないか。
- 家庭において家事・育児・老人の世話は妻だけの仕事と考えていないか。
- 職場では、「女性」は補助的な仕事と限定していないか。
- 社会的活動の場において、「男性」と「女性」の役割を固定的に考えていないか。
- 女子自身が「女だから」とあきらめていないか。

4. 期 間

昭和62年4月10日～16日

5. 主 唱

労 働 省

6. 協力を依頼する機関、団体

関係官公庁、地方公共団体、婦人団体、青年団体、労働団体、経営者団体、社会福祉団体、職能団体、文化団体、報道機関、その他

7. 主唱機関の行うこと

本週間の趣旨に沿った諸活動の推進

資料作成

広報啓発活動

8. 関係機関・団体等への協力依頼事項

本活動の趣旨に沿った各種活動の実施

主唱機関の実施する諸活動への協力、参加

3. (1) 男女雇用機会均等月間シンボルマークの決定について

男女雇用機会均等法の施行初年度である昭和61年度から毎年6月を男女雇用機会均等月間とし、企業の女子雇用管理の改善と女子労働者自身の職業能力の開発、職業意識の向上をめざす特別活動を全国的に展開することとした。

本年6月の第1回月間に当たり、本月間の目標が社会一般に広く周知され、雇用における男女の均等な機会と待遇が着実に実現されるよう、今後の広報活動に使用することを目的に男女雇用機会均等月間のシンボルマークを、労働省及び(財)女性職業財団の共催により、6月から8月の3カ月にわたって公募したところ、1,763点の作品の応募があった。アートディレクター田中一光氏、高橋展子(財)女性職業財団会長、佐藤ギン子労働省婦人局長をメンバーとする選考委員会で審査の上、以下の3点(優秀賞1点、優良賞2点)を入賞作品と決定し、10月に発表した。優秀賞の作品は、男女の雇用機会均等を推進するためのポスター、パンフレット等に幅広く使用することとしている。

男女雇用機会均等月間シンボルマーク入賞作品

優秀賞（労働大臣賞、副賞及び（財）女性職業財団より賞金10万円）

山 本 主 武

グラフィックデザイナー（44歳、福岡県）

制作意図

3つの円を組合せたものであり、上の円は雇用者を表し、下の2つの円は男女労働者を表し、その2つの円を結んだ線は男女の雇用機会均等を象徴したものである。



優良賞（労働大臣賞及び副賞）

奥 村 朋 之

国家公務員（44歳、北海道）

制作意図

男性と対等に、将来に向い、躍進する社会の一員としての女性の姿をデザイン化。



及 川 利 臣

フリーデザイナー（64歳、岩手県）

制作意図

男のMと女のWを一本の線で表し、紆余曲折のあった歴史とこれからは平等の線上にガッチリとスクラム組んで向上、発展する姿を単純明快にかつ力強くシンボライズした全運動マーク。



(2) 男女雇用機会均等推進のための標語募集要領

1. 趣 旨

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を促進するための男女雇用機会均等法が昭和61年4月1日に施行された。本法の公布日（昭和60年6月1日）を記念して、施行初年度である昭和61年度から毎年6月を男女雇用機会均等月間と定め、企業の女子雇用管理の改善と女子労働者自身の職業能力の開発及び職業意識の向上を目指す特別活動を展開しているが、男女雇用機会均等法の趣旨に沿って、雇用における男女の均等な機会と待遇が着実に実現されるよう昭和62年度の男女雇用機会均等月間に向けて標語を募集する。

2. 主 催

労働省、(財)女性職業財団

3. 募集テーマ

- 企業の雇用管理において、男女の均等な機会と待遇の実現を促すもの
- 女子労働者自身の職業意識の向上と職業能力の開発を促すもの
- 女子労働者の職業能力の積極的活用を促すもの
- その他女子労働者がその能力を十分発揮できるような条件整備を促すもの

4. 応募方法

- 官製葉書に標語、住所（郵便番号）、氏名、性別、年齢、職業、電話番号を明記すること。
- 1作品1葉とすること。
- 1人何点でも応募できるものとする。
- 官製葉書に「男女雇用機会均等推進のための標語応募」と明記すること。

5. 応募資格等

- 特に制限なし。
- 未発表の作品に限る。

6. 募集期間

昭和62年2月1日(日)～2月28日(土)

(当日消印有効)

7. 優秀賞 1 点

労働大臣賞、(財)女性職業財団より副賞

8. 選考・発表

労働省婦人局において選考し、昭和 62 年 4 月末日までに入賞者に通知するとともに公表する。

9. そ の 他

- 入賞作品の著作権は労働省に帰属する。
- 入賞作品は、昭和 62 年度男女雇用機会均等月間のポスター、パンフレット等広報活動に使用する予定である。
- 応募作品は返却しない。

10. 応募先と問合せ先

都道府県婦人少年室

4. 婦人の政策決定参加を促進する特別活動について

各種審議会等における婦人の参加状況

イ 国の段階における審議会等の委員

調査時点	審議会総数	うち女子 のいる審 議会数	女子のい る審議会 の比率	委 員 総 数	う ち 女 子 委 員 数	女 子 委 員 の 比 率
50年1月1日	237	73	30.8%	5,436人	133人	2.4%
55年6月1日	199	92	46.2	4,504	186	4.1
60年6月1日	計 433	255	58.4	9,172	509	5.5
	中 央 206	114	55.3	4,664	255	5.5
	地方支分部局 282	171	60.6	4,508	254	5.6
61年3月31日	計 487	288	59.1	9,174	538	5.9
	中 央 206	116	56.3	4,709	273	5.8
61年6月1日	地方支分部局 281	172	61.2	4,465	265	5.9

- (注) 1. 国家行政組織法第8条に基づく審議会等を対象とするが、その活動を停止しているもの等を除く。また、中央は総理府が、地方支分部局は労働省が調査した。
2. 委員数は、調査時点における現員数である。
3. 55年までは、地方支分部局における審議会等を除く。

ロ 都道府県段階における審議会等の委員

区分	名 称	総 数	う ち 女 子	女子の比率	前回の比率
都 道 府 県	保健所運営協議会	11,783人	1,477人	12.9%	12.5%
	都道府県優生保護審査会	394	56	14.1	14.2
	都道府県環境衛生化審議会	518	98	20.2	13.6
	准看護婦試験委員	662	239	39.1	18.9
	地方社会福祉審議会	1,093	137	16.4	12.5
	保母試験委員	446	144	32.4	32.3
	都道府県児童福祉審議会	910	226	26.3	24.8
	スポーツ振興審議会	814	81	10.0	9.8
	43審議会等の計	43,471	3,312	7.6	7.2

(昭和61年6月1日現在、労働省婦人局調べ)

- (注) 1. 審議会等については、活動を停止したり、又は任命手続中のものは除く。
2. 表は、女子の比率が10%以上を占めているものを列記してある。

5. パートタイム労働対策要綱

第1 趣 旨

パートタイム労働者は、最近、家庭主婦層を中心に著しく増加しているが、これはパートタイム労働が労働力の需要側、供給側双方のニーズに合った就業形態であることによるものと考えられ、今後とも増加傾向をたどるものとみられる。

しかし、パートタイム労働者の処遇及び労働条件等については、雇入れに際して労働条件が不明確であること、パートタイム労働者の職業に従事する者としての自覚が必ずしも十分でないこと等種々の問題点が指摘されており、更にはパートタイム労働者と通常の労働者との区別が明確でないという問題も指摘されている。

このため、この要綱においては、パートタイム労働者の定義を明確にしつつ、パートタイム労働者の処遇及び労働条件等について労使をはじめ関係者が考慮すべき事項を指針として示すとともに、これに関連して労働省の講ずる施策を総合的に定めるものとする。

第2 パートタイム労働者の定義

パートタイム労働者の定義としては、我が国におけるパートタイム労働の需要及び供給の実態、ILOをはじめ欧米諸国における定義等を考慮して、「その者の1日、1週又は1箇月の所定労働時間が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間よりも相当程度短い労働者」をいうものとするのが適当である。

なお、繁忙期に一時的に雇入れられる補助的労働者や季節的事業その他短期の有事業のために雇入れられる臨時労働者については、パートタイム労働者はこれらの労働者とは異なり恒常的に存在する業務のために雇入れられる者であり、また、これらの労働者に関する問題点や対策はパートタイム労働者に関するものとはかなり異質であると考えられるので、これらの労働者はこの要綱におけるパートタイム労働者の定義から除くものとする。

第3 パートタイム労働に関する指針

1 パートタイム労働者の労働条件の明確化

パートタイム労働者に対する労働条件の明示の状況をみると、その大部分が口頭によるものであり、内容的にも不十分なものが多い。パートタイム労働者の処遇や労働条件等は通常の労働者のそれとは別に取り扱われることが多いことを考えると、パートタイム労働者についてその労働条件の明確化を図ることは、パートタイム労働者の労働条件の確保、労使関係の安定等の見地から極めて重要であり、特に次の措置が講じられるべきである。

(1) 雇入通知書の交付

使用者は、パートタイム労働者を雇い入れたときは、パートタイム労働者に対して、賃金、労働時間等主要な労働条件を明らかにした書面（以下「雇入通知書」という。）を交付するように努めるものとする。

ただし、労働契約の締結を書面で行い、又は就業規則を交付することにより当該労働条件が明らかにされている場合には、雇入通知書の交付を要しない。

(2) 就業規則の整備

パートタイム労働者を含め常時10人以上の労働者を使用する使用者は、労働基準法の定めるところにより、パートタイム労働者に適用される就業規則を作成するものとする。

なお、パートタイム労働者に適用される就業規則の作成又は変更に当たっては、適当な方法でパートタイム労働者の意見を聴くようにすることが望ましい。

2 パートタイム労働者の労働時間管理等の適正化

使用者は、パートタイム労働者についても、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令の適用があることに留意し、パートタイム労働者の特性、同種の業務に従事する通常の労働者の労働条件との均衡等を考慮しつつ、適正な労働条件を設定すべきであるが、特に、次の点について適切な措置が講じられるべきである。

(1) 労働時間

使用者は、パートタイム労働者の労働時間を定めるに当たっては、当該パートタイム労働者の事情を十分考慮するように努めるものとする。

特に、所定労働時間外の労働については、雇入れの際、所定労働時間外に労働させることがあるか否かをあらかじめ明確にするように努めるとともに、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間を超えてパートタイム労働者を所定労働時間外に労働させないようにすることが望ましい。

(2) 年次有給休暇

使用者は、1年間継続勤務し、かつ、所定労働日数が週5日以上であるパートタイム労働者については労働基準法の定めるところにより、所定の日数の年次有給休暇を与えるものとする。また、所定労働日数が週4日のパートタイム労働者についても、同様に取り扱われることが望ましい。

(3) 反復更新された期間の定めのある労働契約の終了

使用者は、期間の定めのある労働契約の更新により1年を超えて引き続きパートタイム労働者を使用するに至った場合には、当該労働契約を更新することなく期間の満了により終了させるときであっても、少なくとも30日前にその予告をするように努めるものとする。

(4) 健康診断

使用者は、常時使用するパートタイム労働者については、労働安全衛生法の定めるところにより、健康診断を実施するものとする。

3 パートタイム労働者の雇用管理の適正化

(1) 雇用管理の適正化

使用者は、募集・採用から退職・解雇までの雇用管理に関し、パートタイム労働者の特性に配慮しつつ適正な雇用管理を行うように努めるものとする。また、使用者は、雇用保険の被保険者となる者については、必要な適用手続をとるものとする。

(2) 高年齢者のパートタイム雇用の促進

60歳を超える高年齢者については、健康、体力等の状況によって就業ニーズが多様化し、短時間勤務を希望する者が増大するので、使用者は、

高年齢者の雇用機会の拡大に資するという観点から、短時間勤務を希望する高年齢者の適切な雇用機会を提供するように努めるものとする。

(3) 優先的な応募機会の付与

使用者は、通常の労働者を雇い入れようとするときは、現に使用する同種の業務に従事するパートタイム労働者であって通常の労働者として雇用されることを希望するものに対し、これに応募する機会を優先的に与えるように努めるものとする。

第4 パートタイム労働に関する施策

1 パートタイム労働者の労働条件の明確化のための施策

(1) 雇入通知書の普及の促進

パートタイム労働者に対する労働条件の明示を徹底するため、賃金、労働時間等主要な労働条件を明らかにした雇入通知書のモデル様式を作成し、その普及を図る。

(2) 就業規則の整備の促進

パートタイム労働者に適用される就業規則の整備を促進するため、パートタイム労働者に適用される就業規則のモデル様式を作成し、その普及を図る。

2 パートタイム労働者の労働時間管理等の適正化のための施策

(1) パートタイム労働者についても、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働基準関係法令の適用があることについて周知徹底に努めるとともに、法定労働条件の履行確保を図る。

(2) 特に、パートタイム労働者の特性を考慮した労働時間管理等の適正化については、上記の「指針」に沿った適切な措置が講じられるよう、「指針」の周知徹底を図るとともに、集団指導、自主点検等を通じて啓発指導に努める。

このため、パートタイム労働者を多数雇用する事業主を対象として、パートタイム労働者に関する労務管理講習を実施するとともに、パートバンクで実施している雇用労務相談の充実を図る。

(3) なお、パートタイム労働者の労働条件は、上記の「指針」の趣旨及び内

容を十分考慮して適正に設定されることが望ましいが、個々の労働条件の決定は、法定の基準に違反する場合は別として、本来、労使の自主的な話し合いに委ねられているものであることに留意し、適切な指導に努めるものとする。

3 パートタイム労働者の職業紹介及び雇用相談の充実強化のための施策

(1) パートタイム労働者の職業紹介体制の強化

パートタイム就労希望者の職業紹介等を専門に取り扱うパートバンクを充実するとともに、公共職業安定所におけるパートタイム就労希望者の紹介機能の強化を図る。

(2) 雇用相談の充実

パートタイム労働者を雇用する事業主に対する雇入れ、配置、雇用保険の適用等についての相談、助言及びパートタイム就労希望者に対する職業相談の充実を図る。

(3) 高年齢者のパートタイム雇用の促進

60歳を超える高年齢者については、短時間勤務を希望する者が増大するので、高年齢者短時間雇用助成金制度等を活用し、その雇用機会の確保に努める。

(4) 雇用管理改善ガイドブックの作成

パートタイム労働者の職場定着の促進とその能力の有効発揮を図るため、雇用管理改善ガイドブック等を作成する。

4 パートタイム労働者の資質の向上を図るための施策

(1) パートタイマー職業教室の開催

パートタイム就労希望者等に対して、その入職の円滑化と職場適応度の向上を図るため、全国の主要公共職業安定所において、パートタイム労働者の労働市場の概況、労働関係法令の知識、職業の選択方法等に関するパートタイマー職業教室を開催する。

(2) 婦人就業援助施設等における講習等の実施

パートタイム就労希望者等に対して、全国の婦人就業援助施設において、就業に関する広範な相談、指導、技術講習を行うとともに、働く婦人の家

において職業に関する情報、知識を付与するための講習を実施する。

5 パートタイム労働旬間の実施

パートタイム労働旬間を設定し、関係行政機関において、上記の「指針」の内容の周知を図るとともに、「施策」のうち適当なものについては、旬間中に集中的に実施する。

第5 その他

いわゆるパートタイマーの中に処遇や労働条件等の面で通常の労働者と区別して取り扱われているにもかかわらず所定労働時間は通常の労働者とほとんど同じである者が相当数みられる実態にかんがみ、このような労働者についてもこの要綱を適用するものとするが、第2の定義に即してパートタイム労働者と通常の労働者との区別が実態的に明確になるよう労使をはじめ関係者の努力が払われるべきである。

6. 婦人就業援助促進事業について

(1) 婦人就業援助促進事業実施要綱

1. 目 的

婦人失業者等の求職者に対し就業に関する広範な相談を行うとともに、就業に必要な技術等の講習を実施することにより、その就業援助を図ることを目的とする。

2. 事業実施主体

当該事業の実施主体は、地方公共団体とする。

3. 事業実施に伴う施設設備等

(1) 施 設

技術講習室、相談室、会議室、事務室、託児室等を設けるものとする。

(2) 備 品 等

技術講習等のための備品及び託児に必要な備品等を設けるものとする。

(3) そ の 他

就業援助に必要な適正検査等備品を設けるものとする。

4. 事業内容

婦人就業援助施設の行う業務は、下記に掲げるものとする。

(1) 就業に必要な技術講習の実施

(2) 就業援助に関する相談及び指導

(3) 就業に関する調査及び情報の提供

(4) 寡婦等就業に関する相談・指導及び技術講習受講旅費の支給

(5) 就業に関する行政関係機関等との連絡等業務

(6) その他就業援助促進に関する事業の実施

5. 技術講習

婦人就業援助施設の行う技術講習の講習体系及び講習基準は別に定めるものとする。

6. 職員の配置

(1) 婦人就業援助施設には、施設の長、技術講習担当職員・相談担当職員等

その他必要な職員を置く。

- (2) (1)のほか、本施設の行う業務の円滑化と広域化を図るため就業等相談員を置くことができる。

7. 国庫補助

国は本施設の事業に要する経費を補助する。

7. 昭和62年度母子家庭の母等就業援助対策費(案)概要

労働省

総額10,150百万円(前年度6,311百万円)

(1) 就業に関する相談機能等の強化

- ① 婦人就業援助施設における相談機能等の充実 548百万円(547百万円)

就業を希望する婦人に対し、就業に関する広範な相談、指導を行うとともに、就業に必要な技術講習等を実施する。また、技術講習を受講する母子家庭の母等及び寡婦に対し、受講を促進するため受講旅費を支給する。

- ② 寡婦等職業相談員の増置 161百万円(150百万円)

206人 → 216人

母子家庭の母等及び寡婦に対する職業相談、指導体制を充実させるため、公共職業安定所に寡婦等職業相談員を増置する。

- ③ 母子家庭の母等就業援助促進活動等の実施 13百万円(13百万円)

母子家庭の母等及び寡婦の雇用について社会一般の気運の醸成を図るため、啓発活動等を実施する。

(2) 職業訓練制度等の実施

- ① 母子家庭の母等に対する訓練手当の支給

イ 公共職業訓練受講者 217百万円(197百万円)

公共職業訓練を受講する母子家庭の母等に対し、訓練期間中、訓練手当を支給する。

(月額平均111,900円→114,250円)

ロ 職場適応訓練受講者 101百万円(92百万円)

職場適応訓練を受講する母子家庭の母等に対し、訓練期間中、訓練手当を支給する。

(月額平均111,900円→114,250円)

(3) 就業援護措置の実施

- ① 特定求職者雇用開発助成金の支給等 9,093百万円(5,296百万円)

母子家庭の母等を公共職業安定所の紹介により、常用労働者として雇い入

れる事業主に対して支給する。

② 職場適応訓練費の支給 17百万円(16百万円)

母子家庭の母等に対し、委託を受けて職場適応訓練を実施する事業主に対して、職場適応訓練費を支給する。

(月額18,300円→18,700円)

8. 家内労働対策について

(1) 都道府県別、性及び類型別家内労働者数

(昭和60年10月現在)

事項別 都道府県名	家内労働者数	性 別		類 型 別		
		男	女	専 業	内 職	副 業
1 北海道	8,500	200	8,300	200	8,200	100
2 青森	7,700	100	7,600	0	7,700	0
3 岩手	9,600	100	9,500	0	9,600	0
4 宮城	13,700	200	13,500	0	13,700	0
5 秋田	13,200	600	12,600	300	12,700	200
6 山形	22,900	900	22,000	200	22,700	0
7 福島	27,300	700	26,600	300	26,900	100
8 茨城	18,500	400	18,100	0	18,500	0
9 栃木	35,400	4,500	30,900	3,600	31,100	700
10 群馬	28,500	1,200	27,300	1,500	26,900	100
11 埼玉	39,100	4,400	34,700	3,100	35,500	500
12 千葉	24,000	800	23,200	600	23,400	0
13 東京都	129,100	11,100	118,000	11,000	118,100	0
14 神奈川県	100,100	1,600	98,500	1,200	98,800	100
15 新潟	31,200	4,000	27,200	2,900	27,700	600
16 富山	15,600	700	14,900	500	14,900	200
17 石川	7,100	1,200	5,900	1,300	5,800	0
18 福井	10,000	800	9,200	800	9,200	0
19 山梨	11,300	1,700	9,600	2,100	7,600	1,600
20 長野	28,600	1,100	27,500	300	28,300	0
21 岐阜	50,500	7,400	43,100	6,700	42,900	900
22 静岡県	25,200	1,900	23,300	1,600	23,500	100
23 愛知	63,400	7,600	55,800	12,700	50,700	0
24 三重	29,300	1,000	28,300	1,000	28,200	100
25 滋賀	13,700	1,200	12,500	700	12,800	200
26 京都	20,000	5,100	14,900	4,400	11,300	4,300
27 大阪	122,600	5,500	117,100	8,300	114,200	100
28 兵庫	30,900	3,600	27,300	3,600	26,900	400
29 奈良	12,000	1,400	10,600	1,400	10,300	300
30 和歌山	10,500	500	10,000	300	10,000	200
31 鳥取	8,600	200	8,400	0	8,600	0
32 島根	9,200	300	8,900	100	9,100	0
33 岡山	24,400	1,000	23,400	300	23,500	600
34 広島	16,000	900	15,100	300	15,400	300
35 山口	8,400	200	8,200	100	8,300	0
36 徳島	7,700	200	7,500	100	7,600	0
37 香川	18,100	400	17,700	300	17,800	0
38 愛媛	17,600	300	17,300	300	17,200	100
39 高知	3,800	100	3,700	0	3,800	0
40 福岡	17,700	400	17,300	0	17,700	0
41 佐賀	6,100	200	5,900	100	6,000	0
42 長崎	9,800	600	9,200	600	9,200	0
43 熊本	8,400	100	8,300	100	8,200	100
44 大分	3,700	100	3,600	0	3,700	0
45 宮崎	5,100	100	5,000	100	4,900	100
46 鹿児島	23,900	1,400	22,500	3,200	18,400	2,300
47 沖縄	1,000	100	900	0	1,000	0
合 計	1,149,000	78,100	1,070,900	76,200	1,058,500	14,300

(2) 業種別最低工賃決定状況

昭和61年11月末現在

業	種	決定件数	適用委託者数	適用家内労働者数
繊維産業	ニット製造業	22件	3,185	47,271人
	織物業	15	2,895	30,602
	縫製業	53	14,410	158,606
	注文服	5	370	2,024
	和服その他	28	3,559	42,603
その他	その他	4	668	1,697
	小計	126	25,114	283,449
木材・木製品製造業		2	40	968
紙・紙加工品製造業		9	723	12,373
金属製品製造業		6	909	5,493
電気機械器具製造業		26	3,781	100,731
その他の他		28	2,187	19,331
合計		197	32,754	422,699

備考 決定されている最低工賃の適用を受ける委託者及び家内労働者は、それぞれ委託者総数の40.6%、家内労働者総数の36.8%である。

昭和60年10月1日現在、家内労働者数1,149,000人、委託者数80,600

現行最低工賃決定公示年度別件数

昭和61年11月末現在

公		示 年 度					合 計	
53	54	55	56	57	58	59	60	61
2	1	3	7	2	24	57	62	39
								197件

(3) 都道府県別最低工賃決定状況

	件数	適用委託者数	適用家内労働者数	件名	年度	件名	年度	件名	年度
01 北海道	3	500	4,472	彫刻物	55	男子婦人服仕立	60	和服裁縫	60
02 青森	5	174	2,675	洋燈塗漆器	59	男子婦人服仕立	59	和服裁縫	60
03 岩手	3	149	3,991	電気機械器具	59	婦人既製洋服	60	横編ニット	61
04 宮城	2	68	965	横編メリヤス	58	男子・婦人服	60		
05 秋田	2	60	2,148	男子婦人子供服	59	通信機器用部品	60		
06 山形	4	259	9,395	電気機械器具	59	スリッパ	59	男子婦人既製服	60
07 福島	3	817	20,389	印刷回路基板	59	外衣・シャツ	60	横編ニット	60
08 茨城	4	313	4,298	電気機械器具	59	婦人子供既製服	60	洋傘	60
09 栃木	5	1,464	18,039	横編メリヤス	59	婦人・子供服	60	男子既製洋服	60
10 群馬	6	861	15,112	伊勢崎織物	53	スカーフ	56	横編メリヤス	56
11 埼玉	6	934	10,176	革靴	58	足袋	59	電気機械器具	59
12 千葉	4	159	2,026	紙加工品	59	靴下	59	男子既製洋服	61
13 東京	5	2,871	27,511	革靴	58	男子既製洋服	58	婦人既製洋服	59
14 神奈川	7	1,363	51,030	婦人子供学校服	58	エプロン	58	下着	59
15 新潟	5	1,376	15,151	男子洋服婦人服	57	洋食器器物	59	作業工具	59
16 富山	4	197	7,296	電気機械器具	59	横編メリヤス	59	ファスナー加工	60
17 石川	4	194	1,696	男子既製洋服	55	横編メリヤス	56	山中漆器	60
18 福井	5	805	3,072	そうこう通し	58	中衣下着補整着	59	男子婦人服等	59
19 山梨	6	471	4,311	電気機械器具等	58	男子既製洋服	59	絹人絹毛織物	59
20 長野	5	570	12,721	水引・祝儀用紙	59	印刷物等	59	ニット	59
21 岐阜	7	2,064	32,938	軽便カミソリ	58	給水せん	58	毛織物	59
22 静岡	6	1,060	9,319	紙袋	58	広巾綿スフ織物	58	婦人服	59
23 愛知	5	1,256	24,900	がん具花火	58	毛織物	58	男子既製洋服	59
24 三重	2	101	3,823	車輛系電気配線	59	タオル	60		
25 滋賀	6	295	3,646	とう製品	55	高島郡綿ねん糸	59	印刷	60
26 京都	3	1,659	17,140	紙加工品印刷等	58	既製洋服	59	丹後地区絹人絹	60
27 大阪	6	5,605	33,500	横編メリヤス	56	婦人既製洋服	58	洋傘	58
28 兵庫	7	1,194	9,319	電気機械器具	53	綿スフ織物	57	かばん	58
29 奈良	3	1,202	3,744	くつ下	59	衛生バンド	60	下着・作業服	61
30 和歌山	4	464	7,183	パジャマ等	59	外衣・中衣	59	作業手袋	60
31 鳥取	4	144	3,956	婦人既製洋服	59	電気機械器具	60	男子既製洋服	61
32 島根	4	237	3,599	和服裁縫	58	外衣・中衣	58	そろばん	59
33 岡山	4	271	2,616	織込花むしろ	59	ねん糸	60	男子学校服	61
34 広島	6	496	6,693	電気機械器具	58	既製服	59	備後がすり	59
35 山口	5	456	3,993	和服裁縫	58	婦人服仕立	59	男子洋服仕立	60
36 徳島	3	448	3,112	男子服・婦人服	60	縫製	60	栗かん詰	61
37 香川	2	380	8,526	衣服	59	手袋等	60		
38 愛媛	2	239	5,047	外衣・シャツ	60	水引・金封	60		
39 高知	2	119	1,821	衛生用紙	59	繊維産業	61		
40 福岡	5	185	4,551	タオル	56	電気機械器具	58	作業服	59
41 佐賀	3	53	1,241	陶磁器	57	和装製品	59	男子既製洋服	59
42 長崎	4	421	3,067	陶磁器	58	和服裁縫	59	婦人服仕立	60
43 熊本	4	363	4,878	縫製	59	和服裁縫	60	紙加工品・印刷	60
44 大分	3	38	1,900	栗かん詰	54	衣服	58	電気機械器具	60
45 宮崎	4	42	1,726	横編メリヤス	59	手編衣料品	59	婦人既製洋服	61
46 鹿児島	2	20	3,922	電気機械器具	56	横編メリヤス	59		
47 沖縄	3	42	377	縫製	59	琉球かすり	60	琉球人形	61
合計	197	32,754	422,699						

昭和61年11月末現在

件名	年度	件名	年度	件名	年度	件名	年度	件名	年度
横編ニット	60	電気機械器具	61						
横編ニット	61								
男子既製洋服	61								
電気機械器具	60	農産保存食料品	61						
男子用ズボン	57	電気機械器具	59	婦人既製洋服	60				
紙加工品	60	縫製	60	横編ニット	61				
婦人既製洋服	61								
既製ワイシャツ	60	電気機械器具	61						
スカーフ等	59	刺しゅう	60	電気機械器具	61	紙加工品	61		
十日町等織物	60	横編ニット	61						
玉軸受	61								
打はく	61								
眼鏡	60	若狭塗箸	61						
横編ニット	60	ねん糸	60	貴金属製品	61				
電気機械器具	60	外衣・シャツ	61						
洋食器	60	陶磁器上絵付	60	婦人服	60	男子既製服	60		
電気機械器具	60	別珍等織布	61	広巾綿スフ織布	61				
横編ニット	60	婦人子供服	60						
車輛系電気配線	60	寝具	61	下着・補整着	61				
タオル	59	男子既製洋服	59	既製ワイシャツ	60				
そろばん	59	靴下	60	但馬地区絹人絹	60	婦人既製服	61		
たわし	61								
和服裁縫	61								
電気機械器具	61								
作業服	61								
和服縫製	60	ねん糸	60	毛筆・画筆	61				
電気機械器具	60	男子・学校服等	60						
男子服	60	婦人服	61						
男子既製洋服	61								
電気機械器具	61								
男子既製洋服	61								

9 育児休業制度の普及について

① 育児休業奨励金

育児休業制度の普及促進を図るための措置として、雇用保険法に基づいて、一定の要件を備えた育児休業制度を新たに導入した企業に対して支給する「育児休業奨励金」を60年度から大幅に拡充した（中小企業初年次60万円、2年次40万円、大企業初年次45万円、2年次35万円）。

② 特定職種育児休業利用助成給付金

民間医療施設等に雇用される看護婦等で育児休業を取得するものに労働社会保険料の被保険者負担分に相当する額以上の賃金を支払う等一定の要件を備えた企業に対しては「特定職種育児休業利用助成給付金」（育児休業取得女子労働者1人1か月当たり5,700円（62年度6,500円））を支給している。

③ 育児休業制度普及指導員

育児休業制度に関する相談、指導に当たる育児休業制度普及指導員については昭和55年度より婦人少年室への配置を進めており、62年度において全婦人少年室へ配置される予定である。

④ 育児休業制度普及促進旬間

5月5日～14日（子供の日に始まり母の日を含む10日間）を育児休業制度普及促進旬間とし、集中的な広報活動を行っている。

10 女子再雇用制度の普及について

女子再雇用制度の普及を図るための措置として、雇用保険法に基づいて、一定の要件を備えた制度により再雇用を実施した事業主に対して支給する「女子再雇用促進給付金」を61年度より創設した。

① 支 給 対 象

1 次のような女子再雇用制度を設けていること。

- (1) 労働協約、又は就業規則に定められていること。
- (2) 退職理由として、妊娠、出産、育児が掲げていること。
- (3) 再雇用に当たって、特別の配慮をする措置がとられていること。
- (4) 女子労働者から、その退職の際に再雇用を希望する旨の申出を得ておくこと。
- (5) 離職期間の上限を定める場合は、3年を下回らないこと。
- (6) 再雇用時年齢を制限する場合は、40歳を下回らないこと。

2 「妊娠・出産・育児」を理由とし、再雇用の希望を有する旨の申出をして退職した女子を再び雇用保険の被保険者として、継続して雇用すること。ただし、当該女子が、その退職の日まで雇用保険の被保険者として1年以上継続して雇用されていた者で、当該退職に係る失業給付を受給していないこと。

3 当該事業所において、最初の支給対象者が再雇用された日以降3年を経過していないこと。

② 支 給 額

再雇用者1人当たり 中小企業 30万円 大企業 20万円

11 女子労働者の母性健康管理対策について

男女雇用機会均等法は、女子労働者の妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮及び措置を行うよう事業主に要請している。その内容は事業主がその雇用する女子労働者が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保できるように配慮すること、また、その保健指導等により指導された事項を守ることができるように必要な措置を講ずることになっており、労働省では、具体的な指導基準を定め事業主や女子労働者に対し指導を行っている。また、各婦人少年室に母性健康管理指導医を配置し、専門的立場から事業主や女子労働者からの相談に応じ必要な指導、助言を行っている。さらに、事業場における自主的な母性健康管理体制の整備を図るため、女子労働者を50人程度以上使用している事業場に対し、その事業場に属する衛生管理者のなかから少なくとも1名の母性健康管理推進者の設置を勧奨しており、60年度末現在9,700人の母性健康管理推進者が選任されている。

年度別母性健康管理推進者数の推移

(人)

50年度	55年度	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度
3,092	8,089	8,769	9,067	9,364	9,700	9,624

12 働く婦人の家の設置とその機能の充実について

働く婦人の家は、女子労働者に対する各種の相談・指導、講習、休養・レクリエーションのための便宜の供与等の総合的な福祉事業を行う施設として、地方公共団体が設置するものであり、昭和60年度末現在、国の補助を受けて設置されたものは192所となっており、61年度は更に10所増設することとしている。

さらに、女子労働者等のニーズの変化に即応した総合的福祉施設となるよう機能の拡充を図るべく「働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準」の改正を行った。

また、女子の再就職希望者等のニーズにあった「職業に関する講習」の効果的実施を図るため、61年度よりモデル講習経費（委託事業－婦人少年協会）が認められている（実施対象働く婦人の家3か所）。

別表 働く婦人の家設置状況

(昭和60年度末現在)

都道府県名	設置数	都道府県名	設置数
北海道	16所	京都府	3所
青森県	3	大阪府	5
岩手県	4	兵庫県	5
宮城県	7	奈良県	1
秋田県	7	和歌山県	1
山形県	3	鳥取県	1
福島県	2	島根県	2
茨城県	4	岡山県	5
栃木県	3	広島県	3
群馬県	0	山口県	3
埼玉県	(注) 9	徳島県	2
千葉県	1	香川県	8
東京都	1	愛媛県	1
神奈川県	1	高知県	1
新潟県	3	福岡県	15
富山県	10	佐賀県	2
石川県	10	長崎県	3
福井県	8	熊本県	5
山梨県	3	大分県	1
長野県	12	宮崎県	2
岐阜県	4	鹿児島県	6
静岡県	1	沖縄県	1
愛知県	5		
三重県	1		
滋賀県	3	合計	197

(注) 県単独設置の5所を含む。

(参 考)

働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準

昭和49年7月16日 労働省告示第52号
(改正 昭和61年8月 8日 労働省告示第61号)

(設 置)

第 1 条 地方公共団体は、女子労働者の福祉の増進を図るため、女子労働者の数及びそのうちの中小企業に雇用されている女子労働者の数、働く婦人の家についての欲求等を考慮して、働く婦人の家を設置するものとする。

第 2 条 働く婦人の家は、次の各号に該当する場所に設置するものとする。

- (1) 女子労働者の利用に便利な場所であること。
- (2) 他の福祉施設の設置状況との関連において、働く婦人の家の機能を十分に発揮することができるような場所であること。

(事 業)

第 3 条 働く婦人の家は、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 職業に関する相談、指導、講習、実習等を行うこと。
- (2) 職業生活と家庭生活との調和に必要な相談、指導、講習、実習等を行うこと。
- (3) 女子労働者の家事等の援助に関する事業を行うこと。
- (4) 休養及びレクリエーションについて場と機会を提供し、必要な助言及び指導を行うこと。
- (5) その他女子労働者の福祉を増進するために必要な事業を行うこと。

2 働く婦人の家は、その事業の企画及び実施に当たっては、女子労働者が自らすすんで職業人としての資質の向上及び職業生活と家庭生活との調和に努めることを促進し、かつ、女子労働者の多様な欲求に応ずるように配慮するものとする。

(名 称)

第 4 条 働く婦人の家は、その名称中に働く婦人の家という文字を用いるものとする。

(建 物)

第 5 条 働く婦人の家の建物の主要構造部は、耐火構造でなければならないものとする。

2 働く婦人の家の建物の総面積は、働く婦人の家が女子労働者の数、欲求等に応じてその事業を効果的に実施するために必要な施設及び設備を備えるに足りる面積とするものとし、600平方メートルを下らないものとする。

(施設及び設備)

第 6 条 働く婦人の家には、次の各号に掲げる施設及び設備を備えるものとする。

- (1) 講習、実習等に必要な施設及び設備
- (2) 休養及びレクリエーションに必要な施設及び設備
- (3) 各種の相談に必要な施設及び設備
- (4) 託児のために必要な施設及び設備
- (5) 事務及び管理に必要な施設及び設備
- (6) その他働く婦人の家の事業の実施に必要な施設及び設備

2 前項に規定する施設及び設備の設置及び整備に当たっては、女子労働者の欲求に応ずることができるように配慮するものとする。

(利用者)

第 7 条 働く婦人の家は、女子労働者に利用させるものとする。ただし、女子労働者の利用に支障がない限り、女子労働者以外の者にも利用させるものとする。

(職 員)

第 8 条 働く婦人の家に、館長、働く婦人の家指導員及び保母を置くものとする。

2 働く婦人の家指導員の数は、当該働く婦人の家の事業を効果的に実施するために必要な数とするものとする。

第 9 条 働く婦人の家の館長及び働く婦人の家指導員は、国又は地方公共団体の行う研修等を通じて専門的な知識及び技術の向上に努めるものとする。

(運営委員会)

第 10 条 働く婦人の家に、その事業の円滑な運営に資するため、運営委員会を設けるものとする。

2 運営委員会は、学識経験者、関係行政機関の職員、当該働く婦人の家を利用する女子労働者の代表等をもって構成するものとする。

(他の福祉施設等との連絡協力)

第 11 条 働く婦人の家は、その事業の効果的な実施を図るため、当該地域における他の労働福祉に関する施設その他女子労働者の福祉に関係のある各種の施設等と密接に連絡し、その協力を得るよう努めるものとする。

附 則

昭和 61 年 8 月 8 日において、現にその名称中に「勤労婦人センター」という文字を用いている働く婦人の家については、改正後の働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準第 4 条の規定にかかわらず、その名称中に「勤労婦人センター」という文字を用いることができる。

13. 財団法人 女性職業財団について

1. 設置の趣旨 参考1のとおり。
2. 目 的 この法人は、女性労働者の能力の活用のための雇用管理の改善、女性労働者の意識及び能力の高揚、働く女性の問題についての政策提言等のための諸事業を行うことにより、企業における女性労働者の能力の積極的活用に資し、もってわが国の産業発展に寄与することを目的とする。
3. 名 称 女性職業財団
4. 設立の時期 昭和61年4月21日
5. 法 人 格 財団法人。労働省許可の公益法人。
6. 基 本 財 産 1億円（事業主、事業主団体からの寄附による。）を目標とする。
7. 代 表 者 会長（高橋展子）
8. 役 員 常勤役員 1名
非常勤役員 12名（民間財界人、女性有識者）（参考2のとおり）
9. 事 業
 - イ 女性労働者の活用のための雇用管理に関する調査研究
 - ロ 企業に対するセミナーの開催
 - ハ 女性労働者に対するセミナーの開催
 - ニ 女性管理職・経営者の意見交換、経験交流
 - ホ 情報、資料、文献等の収集、提供
 - ヘ 図書の刊行
 - ト その他この法人の目的を達成するため必要な事業
10. 財 政 基本財産からの運用益、賛助会員からの会費、講習会の実施、出版物の刊行等による事業収益をもってあてる。

財団法人 女性職業財団 設立趣意書

1. 近年における女性の社会進出、特に、女性労働者の増加は著しく、これらの能力をいかに活用するかは、産業の発展、企業活力の増進にとって、重要な課題となっている。
2. 特に、本年4月から男女雇用機会均等法が施行されたことに伴い、企業は男女の均等な機会及び待遇の実現に向けて、同法の趣旨に沿った雇用管理面での対応が求められている。この新たな法的要請に対し、従来の雇用管理に無用な摩擦、大きな混乱をもたらすことなく、また、企業全体の生産性を下げることなく、むしろ、これを高める方向で対応することが必要である。
3. 一方、女性労働者を積極的に活用しようとするれば、女性は、高学歴化、職業意欲の向上等を背景として、潜在的には労働力として高い質を有するに至っているが、組織人としての認識、行動、外部との折衝、部下の管理等について必ずしも十分な実務経験や教育訓練を積んでいないこともあって、その持てる資質を企業という組織の中で十分活かしきれているとはいいいがたい面がある。
4. これらの問題を解決するためには、個々の企業の自主的努力が要請されることはもとより、産業界全体としても、各企業の経験や有識者の英知を集積して、対応していかなければならない。また、これらの問題の多くは我が国のみならず諸外国にも共通しており、国際的な情報や経験の交流の必要性も高まっている。
5. さらに、働く女性の問題について、女性の管理職、専門職や女性経営者等の意見をも踏まえ、産業界としての考え方を政府及び社会一般に対して提起していくことも、今後ますます重要になると思われる。
6. 以上にかんがみ、ここにわれわれは、国の施策に即応しつつ、企業の自主的な活動の中核として、女性労働者の能力の活用のための雇用管理の改善、女性労働者の意識及び能力の高揚、働く女性の問題についての政策提言等のための諸事業を行うことを目的として財団法人女性職業財団を設立するものである。

参考2

財団法人 女性職業財団 役員等名簿

会 長	前デンマーク大使	高 橋 展 子
理 事	第一勧業銀行頭取	羽 倉 信 也
"	日本鉄鋼連盟会長	武 田 豊
"	電気事業連合会会長	那 須 翔
"	日本自動車工業会会長	石 原 俊
"	日本電機工業会会長	阿 部 栄 夫
"	日本百貨店協会会長	飯 田 新 一
"	日本経営者団体連盟専務理事	松 崎 芳 伸
"	日本商工会議所専務理事	井 川 博
"	慶応義塾大学教授	岩 男 寿美子
"	経済評論家	高 原 須美子
専務理事		柴 田 知 子
監 事	経済団体連合会常務理事	房 野 夏 明
顧 問	経済団体連合会副会長	花 村 仁八郎

14. 女子労働者に関する統計

(1) 男女別雇用者数の推移

(万人、%)

年	総 数	女	男	指 数			総数中に 占める女子の割合
				総 数	女	男	
昭35年	2,370	738	1,632	100.0	100.0	100.0	31.1
40	2,876	913	1,963	121.4	123.7	120.3	31.8
45	3,306	1,096	2,210	139.5	148.5	135.4	33.2
50	3,646	1,167	2,479	153.8	158.1	151.9	32.0
55	3,971	1,354	2,617	167.6	183.5	160.4	34.1
56	4,037	1,391	2,646	170.3	188.5	162.1	34.5
57	4,098	1,418	2,680	172.9	192.1	164.2	34.6
58	4,208	1,486	2,722	177.6	201.4	166.8	35.3
59	4,265	1,518	2,747	180.0	205.7	168.3	35.6
60	4,313	1,548	2,764	182.0	209.8	169.4	35.9

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

(2) 男女別、産業別雇用者数

(万人、%)

区 分	総 数	女		男		総数中に 占める女子の割合
		実 数	構成比	実 数	構成比	
全 産 業	4,313	1,548	100.0	2,764	100.0	35.9
農 林 業	28	9	0.6	19	0.7	32.1
漁 業	15	3	0.2	12	0.4	20.0
鉱 業	8	1	0.1	7	0.5	12.5
建 設 業	414	57	3.7	357	12.9	13.8
製 造 業	1,235	435	35.2	800	28.9	35.2
電気・ガス・熱供給・ 水道業、運輸・通信業	357	44	2.8	312	11.3	12.3
卸売・小売業、飲食店、 金融・保険業、不動産業	1,111	498	44.8	613	22.2	44.8
サ ー ビ ス 業	940	464	30.0	476	17.2	49.4
公 務	199	35	2.3	164	5.9	17.6

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」(60年)

(3) 男女別、職業別雇用者数

(万人、%)

区 分	総 数	女		男		総数中に 占める女 子の割合
		実 数	構 成 比	実 数	構 成 比	
総 数	4,313	1,548	100.0	2,764	100.0	35.9
専門的・技術的 職業従事者	451	211	13.6	239	8.6	46.3
管理的職業従事者	207	14	0.9	193	7.0	6.8
事務従事者	954	507	32.8	447	16.2	53.1
販売従事者	581	183	11.8	398	14.4	31.5
農林漁業作業者	38	10	0.6	28	1.0	26.3
採掘作業者	3	0	0.0	3	0.1	0.0
運輸・通信従事者	210	11	0.7	199	7.2	5.2
技能工、 生産工程作業者	316	352	22.7	964	34.9	26.7
労務作業者	204	86	5.6	117	4.3	42.2
保安作業、サービス 職業従事者	342	174	11.2	169	6.1	50.9

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」(60年)

(4) 配偶関係別女子雇用者(非農林業)の構成比の推移

(%)

年	総 数	未 婚	有 配 偶	死別・離別
昭 40 年	100.0	50.3	38.6	11.1
45	100.0	48.3	41.4	10.3
50	100.0	38.0	51.3	10.8
55	100.0 (1,345)	32.5 (437)	57.4 (772)	10.0 (135)
56	100.0 (1,382)	32.1 (443)	58.0 (802)	9.8 (136)
57	100.0 (1,408)	31.5 (443)	58.8 (828)	9.7 (136)
58	100.0 (1,475)	31.1 (459)	59.5 (877)	9.4 (139)
59	100.0 (1,508)	31.5 (475)	59.2 (893)	9.3 (140)
60	100.0 (1,539)	31.3 (482)	59.2 (911)	9.6 (147)

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

(注) () 内は実数(万人)

(5) 年齢階級別女子雇用者構成及び雇用者比率の推移

区 分		総 数	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～54	55～64	65歳以上
構 成 比	昭 4 5 年	1000	126	289	113	81	97	230	54	11
	5 0	1000	68	228	134	95	102	290	69	15
	5 5	1000 (1,354)	50 (68)	182 (247)	121 (164)	113 (153)	117 (158)	318 (430)	79 (107)	18 (25)
	5 6	1000 (1,391)	48 (67)	178 (247)	117 (163)	121 (169)	114 (159)	324 (451)	78 (109)	19 (26)
	5 7	1000 (1,418)	45 (64)	173 (246)	115 (163)	119 (169)	118 (167)	330 (468)	81 (115)	18 (26)
	5 8	1000 (1,486)	48 (71)	171 (254)	110 (163)	112 (167)	121 (180)	336 (500)	83 (123)	18 (27)
	5 9	1000 (1,518)	47 (71)	168 (255)	111 (168)	106 (161)	123 (187)	341 (518)	84 (128)	18 (28)
	6 0	1000 (1,548)	42 (65)	169 (262)	108 (167)	99 (153)	132 (205)	345 (534)	87 (134)	19 (30)
雇 用 者 比 率	昭 4 5 年	547	914	866	605	447	457	432	306	164
	5 0	598	952	908	709	555	534	522	379	237
	5 5	632	944	936	763	614	601	585	428	266
	5 6	643	957	943	784	633	628	601	429	265
	5 7	645	955	935	807	640	635	607	434	248
	5 8	657	947	944	807	660	645	626	439	250
	5 9	665	947	944	832	682	647	637	452	255
	6 0	672	956	949	835	689	663	648	459	268

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

(注) 1. 雇用者比率 = $\frac{\text{雇用者数}}{\text{就業者数}} \times 100$ 2. ()内は実数(万人)

(6) 男女別雇用者の平均年齢及び平均勤続年数の推移

年	平均年齢(歳)			平均勤続年数(年)		
	総数	女	男	総数	女	男
昭 35 年	30.9	26.3	32.8	6.7	4.0	7.8
40	31.7	28.1	33.2	6.6	3.9	7.8
45	33.1	29.8	34.5	7.5	4.5	8.8
50	35.5	33.4	36.4	8.8	5.8	10.1
55	36.8	34.8	37.8	9.3	6.1	10.8
56	36.9	34.8	37.9	9.5	6.2	11.0
57	37.1	35.0	38.0	9.6	6.3	11.1
58	37.3	35.2	38.2	9.7	6.3	11.3
59	37.4	35.3	38.4	10.0	6.5	11.6
60	37.6	35.4	38.6	10.3	6.8	11.9

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(各年6月)

(注) 50年までは民・公営計、55年からは民営の数値である。

(7) 男女別新規学卒者の学歴別就職者構成比

(%)

区 分		計	中 学 校	高等学校	短期大学	大 学
女	昭 35 年	100.0	54.4	42.1	1.7	1.8
	40	100.0	43.2	50.8	3.5	2.5
	45	100.0	20.2	64.8	10.5	4.5
	50	100.0	9.2	64.0	18.3	8.5
	55	100.0	5.2	60.6	22.5	11.7
	56	100.0	4.9	60.8	22.3	12.0
	57	100.0	4.5	61.3	22.3	11.9
	58	100.0	4.9	61.5	22.2	11.3
	59	100.0	5.1	60.0	23.0	11.9
	60	100.0	5.1	57.0	25.1	12.7
	61	100.0	4.5	60.1	23.2	12.2
男	昭 35 年	100.0	46.2	41.0	0.9	11.8
	40	100.0	40.6	43.4	1.3	14.8
	45	100.0	19.8	56.0	1.7	22.5
	50	100.0	9.2	52.1	2.3	36.4
	55	100.0	7.2	50.6	1.9	40.3
	56	100.0	7.1	50.6	1.8	40.5
	57	100.0	6.6	51.2	1.7	40.5
	58	100.0	8.0	51.5	1.6	38.9
	59	100.0	8.0	50.6	1.6	39.8
	60	100.0	8.1	49.1	1.7	41.1
	61	100.0	7.5	52.2	1.5	38.7

資料出所 文部省「学校基本調査」

(注) 高等専門学校・大学院卒業者を含まない数値である。

(8) 短時間雇用者数の推移（非農林業）

年	総 数			女		
	雇用者数	短時間雇用者数	雇用者中に占める短時間雇用者の割合	雇用者数	短時間雇用者数	雇用者中に占める短時間雇用者の割合
昭 35 年	2,106 万人	133 万人	6.3 %	639 万人	57 万人	8.9 %
40	2,713	168	6.2	851	82	9.6
45	3,222	216	6.7	1,068	130	12.2
50	3,556	353	9.9	1,137	198	17.4
55	3,886	390	10.0	1,323	256	19.3
56	3,951	395	10.0	1,359	266	19.6
57	4,013	416	10.4	1,386	284	20.5
58	4,119	433	10.5	1,451	306	21.1
59	4,181	464	11.1	1,484	328	22.1
60	4,231	471	11.1	1,516	333	22.0

資料出所 総務庁統計局「労働力調査」

- 注 1. 短時間雇用者とは調査対象週において就業時間が3.5時間未満であった者をいう。
 （季節的、不規則的雇用者を含む。）
 2. 雇用者数は休業者を除く。
 3. 昭35、40年の数字は時系列接続用に補正していない。

(9) パートタイム労働者の年齢構成

区 分		計	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55歳以上
パート タイマー	男女計	100.0 % (255 万人)	3.1 (8)	21.2 (54)	41.2 (104)	22.7 (58)	11.4 (29)
	男	100.0 % (14 万人)	14.3 (2)	7.1 (1)	14.3 (2)	14.3 (2)	50.0 (7)
	女	100.0 % (241 万人)	2.9 (7)	21.6 (52)	43.2 (104)	23.2 (56)	9.1 (22)
女子 正社員		100.0 % (990 万人)	27.3 (270)	25.0 (248)	19.4 (192)	19.3 (191)	9.0 (89)

資料出所 総務庁統計局「労働力調査特別調査」（昭和56年3月）

- 注 パートタイマーとは、企業でパートタイマー又はパートタイマー類似の名称で呼ばれている者をいう。





